

## 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

### 1 職種内容、応募資格等

#### (1) 職種及び募集人員

介護認定調査員 若干名

#### (2) 職務内容

介護保険申請者宅（入院先、入所施設等含む。）を訪問し、要介護認定の調査を行う業務

※介護認定調査員への調査書の配布及び返信は、郵送等で行います。

#### (3) 応募資格

①介護支援専門員の資格を有している方で、認定調査員（新任者対象）研修を修了している方

※介護支援専門員登録5年を経過している場合は、資格更新に必要な所定の研修を履修し、（更新）登録済みの方

※認定調査員（新任者対象）研修未受講の方は要相談

②介護認定調査に必要な移動手段（自家用車等）が確保できる方

③市内での調査が月10件～20件程度可能な方（調査範囲については、御相談に応じます。）

※ただし、次のいずれかに該当する人は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・本会及び地方公共団体である相模原市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

#### (4) 調査日・時間

日曜日～土曜日のおおむね午前9時～午後7時の間で調査可能な時間

※調査日及び調査時間については、調査員が直接介護保険申請者宅等に電話し調整します。

#### (5) 賃 金

1件 4,400円

※調査に伴う交通費等含む。

#### (6) 勤務場所

自宅からの直行直帰です。

※定例会、研修会で事務所に出勤することもあります。

## 2 選考方法等

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「応募の動機」として、400字詰め原稿用紙2枚程度で、指定する期日までに申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、合否に関わらず郵送で通知します。なお、お電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接）の日程は、御相談の上決定いたします。（詳しくは、該当者に連絡します。）
- (4) 第2次審査の結果については、合否に関わらず、郵送にて通知します。お電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

## 3 採用予定日

随時

## 4 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員で、任期は、令和7年3月31日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により再任用を行うことがあります。

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第33条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満73歳に達している方については、任用の更新は、できません。また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

## 5 申込み方法

- (1) 提出書類等 本会所定の①申込書、②作文用紙、③介護支援専門員証の写し、④一次審査結果を郵送する封筒（切手を貼り宛名を記載してください。）の4点を、直接本人が、市立あじさい会館2階の社会福祉法人相模原市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンターの窓口にお持ちください。

※提出していただいた書類等は、返却しませんので御了承ください。

- (2) 受付期間 随時（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 受付場所及び問合せ先

＜社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター＞  
相模原市中央区富士見6-1-20 市立あじさい会館2階  
電話 042-756-5034